

金井小学校
保護者と教職員の会

会 則

2026年4月21日

【 総 則 】

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は「金井小学校 保護者と教職員の会」といい、任意加入の団体とする。事務所を金井小学校（東京都町田市金井ヶ丘一丁目 30 番 1 号）におく。

第 2 章 目的および活動目標

第 2 条 目的

金井小学校のすべての児童が、家庭・学校・地域において健やかに成長できるよう、教職員と保護者あるいは保護者同士が、互いに理解・協力を進め、より良い環境づくりに努めることを目的とする。

第 3 条 活動目標

- ・児童の教育活動をより良くしていく活動をする。
- ・会員相互の理解と親睦を深める活動をする。
- ・学校方針を理解し、その目的達成のために協力・援助する。

第 3 章 会 員

第 4 条

1. 本会の会員となることができる者は、本校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者と本校の教職員とする。
2. この会へは自由意思で入会し、また退会できる。
 - (1) 入会希望者は入会届を提出する。
 - (2) この会の退会は下記の通りとする。
 - ・自動退会：子の卒業や転居または勤務校の異動によって会員資格を失うものは会員資格の消滅をもって退会とする（退会届不要）。
 - ・任意退会：自由意思によって退会するものは退会届を提出する。

第 5 条 本会の会員は、会費を納めるものとする。

第 4 章 会計および会計監査

第 6 条 会費は、「保護者と教職員の会」役員会が制定する細則をもって定める。

第 7 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第8条 転入生については入会届受領後、会費を徴収する。
ただし9月以降の転入会員に関しては減額措置を適用する。
また、転出時には返却しないこととする。

第9条 会計監査は2名とし、現役員除く運営役員経験者と会員保護者の会計監査ボランティア（又は教職員）とする。

第5章 運営役員

第10条 本会の運営役員は以下の通りとする。

1. 会 長：1名
2. 副会長：若干名
3. 書 記：若干名
4. 会 計：若干名
5. 校外委員：若干名（その年度の募集要項の人数に準ずる）
6. 企画委員：若干名（その年度の募集要項の人数に準ずる）

第11条 運営役員の選出決定

1. 運営役員は総会で承認し決定する。任期は1年とし、再任を妨げない。
2. 運営役員の選出方法については細則に定める。

第6章 組 織

第12条 本会は目的達成のため、学級保護者会、運営役員会を設ける。

第7章 総 会

第13条 定期総会は年度始めに一回開くものとする。

第14条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

第15条 総会は、会員の2分の1以上(委任状を含む)の出席をもって成立する。

第16条 総会の議決は出席会員の過半数をもって成立する。

第17条 臨時総会は、運営役員の議決を得て、会長が招集する。
また、会員の5分の1以上の要請があった場合に開催する。

第18条 総会を開催できない場合は、全会員の投票または学級保護者会での票の取りまとめで、それに代えることができる。

第8章 改正

第19条 運営役員会議がその内容を会員に通知し、回答した会員の過半数の賛成を必要とする。

第9章 個人情報の取り扱い

第20条 この会の活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「保教の会活動における個人情報使用に関する承諾書」に定め適正に運用する。

第10章 細則の制定

第21条 この会の運営に関し必要な細則は、総則に反しない限りにおいて運営役員会議の議決を得て決める。

【 細 則 】

I. ボランティア活動

活動内容については運営役員会議で決定する。

運営役員以外の保護者は、活動グループ「ボランティア活動」に関して、1家庭1役とは決めず、その都度ボランティアを募集する。

II. 運営役員

1. 活動

(1) 会長

本会を代表し、会務を総括し、総会・運営役員会を招集する。

(2) 副会長

会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をする。

(3) 書記

本会の会議を会員に報告すると共に、記録を整理・保管する。

(4) 会計

本会の会計事務を担当する。

(5) 校外委員

校外における児童の安全を確保するための活動に務める。

町田市青少年健全育成鶴川第一地区委員会の活動に参加し、鶴川地区協議会会議に出席する。

(6) 企画委員

学校や地域における活動の保護者ボランティアとの連絡窓口となり、活動のサポートをする。

2. 選出方法

(1) 全ての役職（会長・副会長・書記・会計・校外委員・企画委員）において、立候補を原則とする。

保教の会の存続には運営役員の兼任を認める。

(2) 教職員代表として、副校長が副会長の職に就く。

(3) 運営役員に欠員が生じた場合は、それぞれの役職の選出方法に準じて

新たに選出する。ただし、運営役員会が会務に支障がないと判断する場合は

欠員のままとする。

Ⅲ. 運営役員会

1. 運営役員で構成する。
2. 運営役員会は、会長が招集する。
3. 運営役員会議(臨時運営役員会議も含む)の議案を立案し、審議する。
4. 会員の意見を審議し、会員に提案する。
5. 運営役員会議は、役員の3分の2以上の出席をもって成立する。
6. 議決は、出席運営役員の過半数の賛成をもって成立する。
7. 本会の運営について協議し、連絡・調整を図る。
8. 校長・担当教職員は運営役員会に出席することができる。

Ⅳ. 会費・PTA団体傷害保険費

1. 1学期に入会した場合(一家庭一会員)の年会費は1,500円とする。
内訳は、会費(活動費)1,400円、PTA団体傷害保険費100円とする。
2. 2学期または3学期に入会した場合の年会費は700円とする。
内訳は、会費(活動費)700円とする。
3. 転入生等の途中加入者については、PTA団体傷害保険の適用対象となるため、保険費100円は徴収しない。

この会は、平成5年4月1日より発足し、本会則を施行する。

平成7年4月1日 改正

平成8年4月1日 改正

平成9年4月1日 改正

平成10年5月14日 改正

平成11年5月13日 改正

平成12年4月1日 改正

平成13年5月18日 改正

平成15年5月16日 改正

平成18年5月19日 改正

平成19年5月18日 改正

平成20年5月15日 改正

平成21年4月27日 改正

平成23年5月9日 改正

平成25年5月7日 改正

平成27年5月8日 改正

令和2年9月25日 改正 細則Ⅱ-1-(1)・細則Ⅱ-2-(4)

令和4年4月12日 改正 細則Ⅱ-1-(4)・細則Ⅱ-4・細則Ⅳ-2-(1)(2)(3)(4)(5)

令和5年2月28日 改正 細則Ⅱ-4・細則Ⅲ-1,2・細則Ⅳ-1-(5)(6)・細則Ⅳ-2-(4)

令和5年11月7日 改正

令和6年12月4日 改正

令和8年4月21日 改正 細則Ⅳ. V